

ケベックの「開かれたライシテ」 — 自由主義と共和主義の狭間で

« Laïcité ouverte » au Québec : Entre le libéralisme et le républicanisme

丹 羽 卓*

Takashi NIWA

キーワード：①ケベック ②ライシテ ③ブシャール=テイラー報告
④自由主義 ⑤共和主義

論文要旨

カナダのケベックにおいて主張されている「開かれたライシテ」という理念について、ケベックでここ10数年で起こった具体的な事例に照らして考察する。フランスの国家理念ともいえる共和主義的ライシテに比して、ケベックの「開かれたライシテ」は自由主義的な色彩を帯びている。それは個人主義的自由主義が支配的な北米にあって、ケベックがその強い影響下にあるからであるが、ケベックにはその歴史に由来する共同体主義もあるため、個人主義的自由主義と一定の距離を置く。他方、フランス型共和制志向を持つ一定の勢力もある。つまり、「開かれたライシテ」はフランス型共和主義とアングロサクソン型自由主義のはざまにあって、時の情勢によって揺れ動くのが見られるのである。そのことを、21世紀初頭の3つの出来事を通してみる。第1が2006年3月から2007年7月にかけてケベック社会を揺るがした「妥当なる調整」騒動、第2がそれを調査検証したブシャール=テイラー報告、そして第3が2013年にケベックで激しい論争を引き起こしたいわゆる「ケベック価値憲章」。さらに現在ケベックが抱える課題を二つの事例から考える。現政権が提案する第62号法案とサグネー議会開会時の祈祷がそれである。そこに見られるのは、ライシテという課題を避け、それに正面から取り組もうとしない政権の姿勢と、宗教的遺産の名の下に「開かれたライシテ」を空洞化させかねない態度の危険性である。

* 金城学院大学キリスト教文化研究所教授

はじめに

本論文では、カナダのケベック州を取り上げてライシテを考えていく。この地もまたカトリック文化・フランス語圏に属し、ライシテ（脱宗教）という問題に正面から取り組んでいるという点では、本シンポジウムで扱われる他地域に劣らず重要だからである。

構成は次のようになる。

1. ケベックの置かれた背景の特徴を、歴史、地理、政治、などの観点から簡単に整理する。
2. ケベックでのライシテを考えるうえで重要な近年の三つの出来事を振り返る。
 - (1) 2006年3月から2007年7月にかけてケベック社会を揺るがした「妥当なる調整」(accommodement raisonnable)を巡る騒動。
 - (2) それを調査し解決策の提言を行った『ブシャル＝テイラー報告』(G rard Bouchard, Charles Taylor, 2008。以後「B&T報告」とする)。
 - (3) 2013年にケベックで激しい論争を引き起こしたいわゆる「ケベック価値憲章」。以上の三つである。
3. 現在ケベックで問題になっている次の2つのことを通して、ケベックで主張される「開かれたライシテ」の現状について考える。
 - (1) 州の宗教的中立に関する第62号法案。ムスリムのヴェール着用にかかわるもので、現在ケベック議会で審議中。
 - (2) 地方議会の会議開始時の祈祷（最高裁判決がそれを禁止する判決を2015年に出した）
4. ケベックのライシテについての議論をまとめることで、結論とする。

1. 背景

まずケベックという社会の歴史的、社会学的背景から概説する。ケベックは17世紀初頭にフランスの植民地として始まり、ヨーロッパでの七年戦争（北米大陸でのフレンチ・インディアン戦争）の結果、1763年のパリ条約により、フランスからイギリスに移譲された。しかしイギリスがフランス語・フランス文化容認を打ち出したため、フランスとの精神的絆は、その強さに変化はあったものの、長く残ることとなった。しかし政治的にはケベックはフランスと切り離され、イギリスの支配下に置かれ、周辺のイギリス植民地や後に成立したアメリカ合衆国の強い影響も受け続けた。そして、カナダさらには北米という英語の大海の中でケベックのフランス系住民はマイノリティとして生き残る戦いを長年にわたって続けた。そうした状況のケベックに一種の共同体主義が生まれるのは自然の成り行きであろう。そうでなければ圧倒的な力を持つ周辺のアングロサクソン社会に飲み込まれてしまうからである。

植民地移譲は別の結果ももたらした。社会のエリート層の多くがケベックの地を去ったため、ケベックに残った社会指導者はもっぱらカトリックの聖職者という事態になり、社会のカトリック支配が長期にわたって続くことになったのである。社会は前近代性格を強く保ったまま、カトリックの家父長的家族観により女性は多産を強いられ、大家族が当たり前であった。

ところが、1960年に「静かな革命」と呼ばれる急速な社会の近代化が起こり、カトリック支配が衰退し、女性の権利が主張され始め、少子化が進んだ。同時に、急激な産業化の結果、それ以降のケベックは労働者人口確保のために大量の移民を受け入れ続け、移民とその子孫（以後「エスニック文化マイノリティ」と呼ぶ）が、多様な文化をケベック社会にもたらす結果となっている。それはまたケベック社会の中核を占めるフランス系の

人々のアイデンティティを揺り動かすことになった。先祖がフランスに辿れるということを基盤とする「フランス系カナダ人」というアイデンティティから、フランス語を共通語として話し、ケベック州という政治的地理的領域に定住しその市民たろうとする人々全体を包摂する「ケベック人」というアイデンティティに徐々に移行していった (cf. 丹羽, 2008)。そして21世紀の今、そのアイデンティティは確固たるものとなっていると言えよう (cf. 丹羽, 2013, 2014)。

ケベックは現在でもフランス語系（フランス系とは異なり、日常生活において主としてフランス語を用いる人々）が8割を超え、多くがケベックのフランス系文化の保持を求める州内でのマジョリティを形成している。その一方でカナダではその人々はマイノリティであるという複雑な状況に置かれている。政治的には、カナダは州の独立性の強い連邦国家であるため、州独自の法律を制定し、政策を実行することが可能で、ケベックも時に国家内国家の様相を呈することがある。その一方で当然ながらカナダという国家の制約があるため、カナダ連邦政府とケベック州政府の対立ということが時々起こる。本論文で取り上げる出来事もそれに当てはまる。

以上のことからライシテに関して次の三つのポイントが導き出せる。第1点は、ケベックがフランスから切り離されたのは、1789年のフランス大革命以前であり、それ以降のフランスから直接的影響を受けていないということである。国家と教会の分離どころか、世俗の政府の力が弱く、教育や福祉などを中心的に担ったのはカトリック教会で、住民はその強い影響下にあり、カトリック教会の社会支配が1960年代頃まで続いたのである。ところが急激な近代化が起こった1960年代に教会支配が崩れ、その反動のように急激に社会の脱カトリック化（時に反カトリック）が起こり、現代のケベック社会は非常に世俗的になっている¹。それはケベック外の

¹ 特にカトリック支配の影響を最も被った女性の側から宗教への反発が強く、それがヴェール論争でフェミニズムの側からヴェールを女性支配と見る強い批判が

カナダやアメリカ合衆国に比べると顕著である。それゆえ、ムスリム、ユダヤ教徒（特にモンリオールに集住する超正統派（ハシディーム派）コミュニティに属する人）、シーク教徒などが宗教的に目立つ結果となっている。そうはいうものの、イスラームの伝統のある国やイスラームが優位の国（主としてアラブ地域である）出身の移住者の間にも、宗教実践の少ない若者が見られる、ということがわかっている。エスニック文化マイノリティが一般に非常に宗教的だということではないのである（cf. Bouchard, 2012, p.119）。

2点目として、ケベックは北米で支配的であるアングロ＝サクソンの自由主義（個人主義）の影響を受け、フランス的共和主義とは距離を置くことになったことが挙げられる。Demers & Lamonde (2013) によれば、そもそも歴史的に見て、ケベックに持ち込まれたのが反共和主義モデルで、それが共和主義への疑念の源となっている。だからといって、自由主義に染まってしまったわけでもない。ケベックには自らの根拠となるある種の共同体主義があるからである。その結果、ケベックの歩みは、この個人主義的自由主義と共和主義の中間の道を模索するものになっているのである（cf. 丹羽, 2016a）。

3点目として、ケベック（さらにカナダ）は新到来者に対して寛容だということが挙げられる。北米インディアンとイヌイトという先住民がいる以上、17世紀の段階で移民した人々の子孫でさえも、自分たちの先住性を強くは主張できず、「移民は出ていけ」という排斥の声はそれほど大きくはならない。何とかして新到来者を社会に統合していこうという方向に疑問の余地はなく、その点がヨーロッパとは大きく異なるところである²。

本題に進む前に、現在のケベックの宗教状況を見ておく。カナダ統計局の2011年の調査によると、カトリックが83.4%、第2位が³ sans appartenance

³ あったことにつながる。

² この点については、ベルギーと比較した丹羽 (2016b) を参照。

religieuse（無信仰）で5.8%，第3位がプロテスタントで4.7%，第5位がイスラームで1.5%，正教会が1.4%，ユダヤ教が1.3%，その他が1.9%となっている。宗教的实践をしているかどうかは別にして，大多数が自分はカトリックだと言っている一方で，無信仰が第2位を占めているのにも注目が必要であろう。

2. 21世紀初頭で注目すべき三つの出来事

そうした社会背景において，2006年3月から2007年7月にかけてケベック社会を揺るがした「妥当なる調整」を巡る騒動について簡単に触れる。英語で *reasonable accommodation* と呼ばれる「妥当なる調整」は，規則の均一な適用によってかえってある個人に不公平が生じるような場合，妥当な理由に基づいて調整を行い，公正さを担保しようというシステムで，北米ではすでに長い伝統がある。妥当な理由は宗教に限らないが，ケベックでのこの騒動はシーク教徒のキルパン携帯に端を発し，ムスリムの生活習慣との摩擦，超正統派ユダヤ教徒によるYMCAへの要求，などいくつかの宗教的マイノリティを巻き込むことになり，いわゆる「妥当なる調整狩り」がマスコミによって展開された。マジョリティから見ると「妥当なる調整」による譲歩のし過ぎに思え，それに激しい批判を浴びせたのである。この騒動は2007年頃にはほぼ沈静化したが，この騒動の背後には，フランス語系マジョリティの，宗教に基づく「妥当なる調整」に対する不満があったのは確かである（cf. Bouchard, Taylor, 2008）。これが第1の出来事である。

当時のケベック州首相ジャン・シャレはこの問題の解明に向けていわゆる「ブシャール＝テイラー委員会」を2007年2月に設置し，その精力的で膨大な調査の結果が，2008年5月に発表された（B&T報告）。発表当時は，フランス語系マジョリティからは冷たく受け止められ，英語系や様々なエスニック文化マイノリティからは歓迎されたという印象があるが，この重

要な報告書はその後のケベックの歩みを大きく方向付けたと言える。B&T報告はいくつかの重大な提言を行っているが、そのうちの一つに、ケベックはフランスとは異なる「開かれたライシテ」を目指すべきだというものがある。それに基づけば、宗教的シンボルの着用については、州の宗教的中立を体現すると考えられる、判事、検事、警察官、州議会議長など特定の公職に限っては自粛すべきであり、ケベック州議会内にある十字架像や市議会などでの冒頭の祈祷もライックな（脱宗教的な）州政府のもとではふさわしくない。この「開かれたライシテ」の提言がなされたことが、第2の出来事である。

それに対して、ケベック議会の議長席の十字架については、ケベック議会の全会派一致で、それは宗教的なものではなく、歴史的文化遺産であるとして、撤去は拒否された。市議会などでの冒頭の祈祷は、サグネー市で訴訟となり、一審が訴えを認めたものの、二審で覆され、2016年にカナダ最高裁が二審判決を覆して確定した（cf. *infra*）。

第3の出来事は、「ケベック価値憲章」を巡るケベック社会の分断である。正式名称は「ライシテと州政府の宗教的中立、および男女平等の価値を明確にし、調整要求の枠を定める憲章」（第60号法案）で、ライシテ問題が中心にある。詳しくは飯笹（2014）に譲るが、公的機関に勤務する人々が目立つ宗教的シンボルを着用するのを全面的に禁止するという点に関心が集中し、ケベック社会を二分する論争やデモが繰り広げられた。世論調査の結果も、賛成と反対が拮抗した。結局2014年の州総選挙でケベック党が敗北したことによって、第60号法案は廃案になったが、これによってライシテがケベックの人々の関心を集めたのは間違いないし、ケベック党敗北によって意見対立が解消したわけではない。なによりも、法案支持が約半数に及んだという事実は、ケベックには目立つ宗教的シンボル着用を問題視する人が多いということの意味する。また、「ケベック価値憲章」を支持した知識人はフランス型共和主義に親近感を抱く人々だったということか

ら、これはフランス型共和主義に近づいた理念に基づくものだったとも言える。

3. 現状の課題を示す二つの事例

次に、現在ケベックで問題になっている次の2つの事例を通して、ケベックのライシテについて考える。

3.1. 第62号法案

まずケベック党政権下で提案され廃案になった「ケベック価値憲章」に代わるものとして、ケベック自由党政権が2015年6月に提案し、現在も審議中の第62号法案審議過程と、それへのケベック社会の反応を整理する。

法案の内容は次の2点に要約される。

- (1) 州公務員と市民は顔を隠してサービスのやり取りをしてはならない。
- (2) 宗教に関する「妥当なる調整」の要求は、「調整は男女平等の原理と国家の宗教的中立を犯してはならない」に従わなければならない。

しかし、実は、この法案の名称「州の宗教的中立の尊重を促進し、特定の組織における調整要求に枠をはめるのを特に目的とする法案」からして、ライシテに関わる法案ではない。実際、(1)はライシテや宗教かわるというより、顔を隠すことでその個人を特定するのが難しいのと、セキュリティの点から、ブルカやニカブを禁じるだけである。この法案の条文中に「ライシテ」という語は出てこない。むしろライシテという言葉を避けようという政権の意図が読み取れる。

この法案の提案時には全野党が反対し、各方面から厳しい批判を受けた。そこで、継続審議となり、その審議が2016年10月から再開されたが、2013年提案の第60号法案の際にケベック中の意見が二分され、激論が闘われた

のとは大きく異なり、反応は低調である。その理由の第一が、第62号法案には実質的意味がほとんどないからである。現実にはブルカやニカブを着用している公務員はおらず、それをかぶってサービスを受ける人がどれくらいいるのかも不明だからである。

この法案はケベックの独自性を反映しているというよりも、カナダ多文化主義——これはカナダのアイデンティティの根幹をなしているが、ケベックでは評判が悪い——との親和性が高いのも反発を招いている。(実際、この法案が提案されたとき、連邦政府（この当時ハーパー保守党政権）の多文化主義大臣Tim Uppalが、すぐに賛意を示し、ハーパー政権もカナダ市民権獲得のセレモニーにブルカとニカブを禁じる法案を間もなく提案すると示唆した)

野党の側には、第60号法案での提案ほど厳しく宗教的シンボルを身につけるのを禁じるよう主張する党はケベック党も含めてもはやないが、せめてB&T報告が提示した条件は守るようにすべきだと主張している。第62号法案には新しいものは何もなく、「空っぽの貝殻」だと呼んで批判した野党CAQのNathalie Roy議員は、ケベックのコンセンサスはB&T報告にあると主張した。

反対は野党だけではない。「人間の権利と若者の権利委員会」(La Commission des droits de la personne et des droits de la jeunesse : CDPDJ)も、この法案がムスリム女性だけを標的にしたもので差別につながるとの問題点を指摘した (cf. *Le Devoir*, 2 novembre 2016)。州の宗教的中立性の義務 (obligation de neutralité religieuse de l'État) と妥当なる調整の義務 (obligation d'accommodement raisonnable) は「人間の権利と自由憲章」(Charte des droits et libertés de la personne) で定義されており、次の点が問題になる。

- (1) 両者とも人間の権利と自由の尊重をめざして、相互補完的であるのに、62号法案は両者を対立させているのが残念である。委員長のカミル・ピカールによれば、中立性の原理は平等権を確立する

ために調整という方策を取るのを正当化している。現実の平等権は、差別的状況を正すために、差異を認めた取り扱いや調整という手段を必要としている。

- (2) 法案の中で「*accommodement religieux*」という概念が使用されているのにも疑問を呈している。宗教的動機での調整要求を特別扱いすることで、信仰の自由の行使に追加的タグが必要だと思わせてしまう危険がある。
- (3) 法案の第9条は、顔を顕わにしないでサービスを提供したり受けたりしてはならないとしているが、宗教的理由で顔を隠している人物を間接的にでも狙い撃ちにする法案には違和感がある。顔を隠していることに対して住民の一部が居心地の悪さを表明しているのを承知のうえで、この条項が顔を覆っている人に烙印を押ししたり、周辺に追いやったりする危険がある。顔を覆うヴェールの禁止は、社会の中で自由にふるまう可能性を制限してしまうからである³。

また、ケベック人間の権利と自由同盟 (*Ligue des droits et libertés de la personne du Québec*) という人権団体も、この法案はムスリム女性への差別であると批判している。逆に「ケベック公務員組合」は第62号法案では手ぬるく、ライシテ憲章を制定するよう要望した (cf. *L'actualité*, 1 novembre 2016) 「ケベックの女性の権利のために」 (*Pour les droits des femmes du Québec*) という団体も、政府はこの法案では女性の権利が守られないので、これを取り下げて、ライシテに関する真の提案をすべきだと主張した。ライシテは女性の平等の権利を尊重させるのに本質的に重要だからという訳である (cf. *L'Aut'Journal*, 19 octobre 2016)。

ケベック党は2016年10月には、ライシテを確保するために第62号法

³ この批判に対して、ケベック州政府は、信教の自由は、あらゆる状況で顔を覆ったまま目的とするサービスを提供したり受けたりできることを含意はしない、と公式ページ：<http://www.fil-information.gouv.qc.ca/Pages/Article.aspx?idArticle=2411018095>) で反論している。

案の重大な修正を提案していたが⁸ (cf. *Communiqué, Parti québécois*, 10 novembre 2016), 同年11月には、司法大臣が法案の修正をすると決心したため、第二読会に進むこと (Adoption du principe) に賛成した (*L'actualité*, 15 novembre 2016, *Communiqué, Parti québécois*, 10 novembre 2016)。クイヤール首相が修正に応じるとしたのは、野党などからの批判だけでなく、与党内にもチャードル、ブルカ、ニカブ着用に断固たる態度を取るべきだという意見があるからだが、基本方針は変えないと言っている (cf. *Le Devoir*, 24 novembre 2016)。現在の第62号法案は、ライシテをセキュリティ問題にすり替えていると同時に、カナダの自由主義にかなり寄った内容だという特徴がある。「ケベック価値憲章」の支持が住民の約半数あったという事実立つと、第62号法案の基本方針を変えて何かの形でライシテを法案に組み込まないとするなら、世論の強い反発は避けられないであろう。

3.2. サグネー議会開会時の祈祷

ケベック州のサグネー (Saguenay) 市の議会では、開会にあたってキリスト教の祈祷を行うという伝統を持っており、2006年に市の住民Alain Simoneauがこれに異議を申し立て、2011年にケベックの人権法廷 (Tribunal des droits de la personne) が異議を認めた。ところが2013年5月にケベックの控訴院がそれを覆し、祈祷は良心の自由や宗教の自由を侵害するものではないとの判決を下した。そして2015年4月、カナダ最高裁は地方議会での祈祷に対して「否」との判決を出し最終決定がなされた。

このように司法判断は二転三転したわけだが、この事件からは二つの事が見て取れる。一つ目は、ケベックとカナダでは良心の自由や宗教の自由に対する重点の置き方が少しずれているのではないかということである。ケベックは政治制度上カナダという連邦国家の一州でしかないため、ケベックで妥当と判断されたものがカナダ最高裁で覆されるということは何度かある。1982年カナダ憲法が個人の権利を重視するものであるため、あ

種の共同体主義に立つケベックの主張が退けられ、それがケベックの人々（特にフランス語系マジョリティ）に欲求不満の元となるのは今回に限らない。

もう一つこの訴訟から見て取れるのは、宗教的行為と伝統文化の区切りをどうつけるかということである。往々にして、マジョリティはその宗教的实践を伝統文化とみなすことによってライシテ問題を回避しようとする。ケベック議会の議長席上の十字架像に関する問題がそのよい例である。ケベックではこれを“*catho-laïcité*”——つまり、マジョリティの宗教であるカトリックにマイノリティの宗教が受けることの出来ない何らかの特権的地位を与えること——として問題視する意見がある。

4. ケベックの「開かれたライシテ」とそれにかかわる諸問題——結論に代えて

以上、この10年ほどのケベックでのライシテを巡る出来事を振り返ったが、そこから浮かび上がってくるいくつかの問題を明らかにしたい。

まず、ケベックでのライシテ理解は、フランスとは違うという点である。ケベックで広く支持されているライシテ概念は「開かれたライシテ」と呼ばれていて、政府文書などでもよく使用される表現である。ただし、その理解は一樣ではなく、今日でも議論が続いている。一番コンセンサスが得られそうなものとして、B&T報告のものがある（pp.84-5）。

- (1) 個々人の精神的な平等
- (2) 心および信教の自由
- (3) 教会と国家の分離
- (4) 宗教および宗教的ではないが奥深い信条にたいする国家の中立性

ブシャール＝テイラー報告は、この4つのバランスのとり方で、ケベックはフランスと違うと主張する。フランス共和主義では、社会統合は特殊主義を排除したシティズンシップに基づくこととされるのに対して、ケベック

では市民の多様な文化的・宗教的アイデンティティを重視した社会統合を目指す。それゆえ、ケベックの「開かれたライシテ」概念は、ライシテの目標の一つが「良心および信教の自由」にある以上、国家の中立性は宗教的表現を妨げるのではなく、むしろそれを奨励するように構想されるべきだとする⁴。

では、「開かれたライシテ」とは何に対して開かれているのか？ Demers & Lamonde (2013, p.22) によれば、「個人の優先を肯定する自由主義に、そして、ある原則の枠の中ではあるが、ケースバイケースのアプローチに開かれている」のである。この言葉の後半はまさに「妥当なる調整」の根拠となる。ライシテの理念がこのように理解される背後には、ケベックを取り巻く北米の自由主義がケベックの人々の精神構造に深い影響を与えていることがあるのであろう。

こうした「開かれたライシテ」に関してケベックが直面しているいくつかの問題を整理しよう。第1は、「開かれたライシテ」に関するコンセンサスを確立すること。2008年のB&T報告がライシテ白書を提出するよう政府に提言したものの、当時のケベック自由党政権はそれを無視した。政権交代後ケベック党政権下で2013年に第60号法案（「ケベック価値憲章」）が提案されたが、「開かれたライシテ」よりもフランス型のライシテにかなり強く寄ったものだったため、激しい意見対立を生み、結局失敗に終わった。現在ケベック議会で審議中の第62号法案は、近年では自由主義に一番近づいたものだろう。すでに指摘したように、そこではライシテという言葉さえ登場せず、ライシテに関する法案ではないとも言える。むしろライシテに正面から取り組むのを回避しようという現政権の姿勢がそこには見られる。そのため各方面から多くの批判を浴び、ケベック政府は法案修正を決めたが、今後の展開を見つめていかなければならない。

⁴ ただし、実質レベルではフランスの方がライシテに対して柔軟ともいえる（B&T P.108）

すでに述べたように、ケベックにはフランス型共和主義に近い形での社会統合を是とする一定の勢力がある。その力が最大限に発揮されたのがケベック価値憲章の時だったわけだが、それが葬り去られたのが法案の否決によってではなく、政権交代のよるものだったため、議論に決着がついたわけではない。実際、ライシテに関してきちんとした見解をまとめるべきだという意見はケベック社会に根強くある。政治の世界では、かつてのケベック価値憲章をそのまま主張する政党はもはやないが、B&T報告での提言の実行を求める意見は強い。それはすなわち、北米自由主義でもない、フランス型共和主義でもない、その中間のケベック独自のライシテのあり方を探る道のように思える。

第2の点として、「これ見よがしな宗教的シンボル」の着用という問題がある。第62号法案は公共サービスの提供の場で提供する方も受ける方も顔を覆い隠すものの着用（ブルカとニカブ）を禁じるもので、それ以外についてはすべて許容している。禁じる理由がセキュリティとアイデンティティフィケーションにあるからである。これではライシテ問題を回避しているにすぎない。ケベックには特にムスリム女性のヒジャブ、チャードル、ブルカ、ニカブを女性への抑圧としてそれに強く反対する意見が特にフェミニスト団体から多数ある。ケベックのクイヤール政権は第62号法案を強化すると述べているが、今後の修正によってそういった問題にどう決着を付けられるかに注目しなければならない。

第3の点として、マジョリティの精神構造を普遍化するという問題がある。ケベックの地方議会での祈祷はケベック控訴審で認められ、カナダ最高裁で否定された件を上で取り上げたが、時によって公共空間における宗教的なものが、「宗教的遺産」としてライシテ原則に反しないとされることがある。その典型が、ケベック議会の議長席の上の磔刑像の撤去を提言したB&T報告に対してケベック議会の全会派が一致して反対したという出来事である。その根拠とされたのが「ケベックの宗教的伝統」だったのであ

る。

それに対して、2011年に第94号法案（*Projet de loi n°94 : Loi établissant les balises encadrant les demandes d'accommodement dans l'Administration gouvernementale et dans certains établissements*）の議会委員会の公聴会に出席するためにやって来たシーク教徒がキルパンを帯同していたために議事堂に入るのを拒否されたという事件があった。シーク教はケベックの宗教的遺産ではないということであろうが、こうしたことに対して、ライシテは「宗教的伝統」の名のもとに背後にカトリックを隠しているという批判もある（“*catho-laïcité*”）。

「開かれたライシテ」は宗教的なものや聖なるものを抹殺しようとしているのではなく、宗教的遺産も尊重する。ケベックには、カトリックの建造物、道端の十字架、宗教的な絵や像、地名など多数のカトリックの遺産がある。これら文化的マジョリティの宗教的伝統とエスニック文化マイノリティの宗教的伝統をどうバランスを取るのか。その課題にケベックは直面している。普遍性（あるいは共通公共文化）の名のもとにマジョリティの宗教的文化的伝統をマイノリティに押し付けないよう警戒しなければならない。すでに「開かれたライシテ」という考え方の中で、ライシテがエスノセントリズムや西洋の見方特にキリスト教的なものにニュアンスを帯び過ぎていないかという問題提起がなされている（Cf. Milot, 2012, p. 22, Bouchard, 2012）。

ついでに言えば、別の危険性の指摘もある。それはライシテに絶対的次元を付与して、それが一つの宗教になるという危険性で、ライシテの教条主義に陥っていないかを問う必要があるのである（Demers & Lamonde, 2013, p. 49）

ケベック社会の主流は文化的多様性を是としている。先住民、英語系マイノリティ、そして移民とその子孫が形成するエスニック文化マイノリティがケベック文化形成になした貢献を高く評価している。それゆえに、

政府の移民統合政策も1980年代からはっきりと打ち出され、社会統合理念としての間文化主義（インターカルチュラリズム）も練り上げられつつある。社会統合を目指すケベックがこの10年間で直面した最大の課題がライシテ問題ではないかと思うが、それは確立途上の間文化主義にライシテをどう組み込むかということでもある。ここで見たように、ケベックでのライシテの理念はまだコンセンサスを得ているとは言えない。現在審議中の第62号法案の審議を通して、また公的な議論を通して、それがどのような形に収斂していくのか、ぜひ注視していきたい。

最後にDemers & Lamondeの言っていることをまとめとする。

——ライシテというのは複雑な現実で、単純に教会と国家の分離とか公共空間の外に宗教を流刑にするといいことに還元できない。ケベックでもカナダでも、ライシテは一般的な法律の中で磨き上げられ、法解釈のなかで徐々に刻み込まれていく。ライシテは、良心・信仰の自由および市民間の平等の保障をめざす政治組織の整備・調整から構成される。言い換えれば、安定的で決定的な整備・調整などないのだから、実体的で時間を越えた、アイデアの天空の産物であるようなライシテなど存在せず、あるのは政治的社会的課題であって、それはライシテ体制の調整を絶えず迫るのである。（Demers & Lamonde, 2013, p.58）

参考文献

- Bouchard, Gérard (2012), *L'interculturalisme. Un point de vue québécois*, Boérial, Montréal.
翻訳は『多文化主義——多文化共生の新しい可能性』, 彩流社, 2017年（丹羽卓監訳, 小松祐子, 古地順一郎, 仲村愛, 荒木隆人, 伊達聖伸 訳）として刊行された。
- Bouchard, Gérard, Charles Taylor (2008), *FONDER L'AVENIR Le temps de la conciliation*, Gouvernement du Québec. 要約版の翻訳としてジェラルド・ブシヤール&チャー

ルズ・テイラー『多文化社会ケベックの挑戦』, 彩流社, 2011年(竹中豊, 飯笹佐代子, 矢頭典江訳)がある。

Demers, Bruno, Yvan Lamonde (2013), *Quelle laïcité ?*, Médiaspaul, Montréal.

飯笹佐代子 (2014) 「『ケベック価値憲章』をめぐる論争」, 『ケベック研究』第6号, 30-50頁。

Milot, Micheline (2012), « Laïcité et minorités religieuses, du principe de séparation à celui de la reconnaissance », *Revue japonaise des études québécoises*, no 4, pp.18-28.

丹羽卓 (2008) 「ケベック・ネーションとは何か：様々な統合モデルと課題」, 『カナダ研究年報』第28号, 19-34頁。

丹羽卓 (2013) 「マルチナショナリズムとケベックのネーション化に占めるフランス語の中心的地位」, 『ケベック研究』第5号, 65-82頁。

丹羽卓 (2014) 「なぜケベックとケベック外のカナダはわかり合えないのか？—言語観とアイデンティティを巡る対立—」, 『カナダ研究年報』第34号, 19-33頁。

丹羽卓 (2016a) 「ケベックの社会統合政策の進展」, 『ケベック研究』第8号, 44-63頁。

丹羽卓 (2016b) 「ケベックとフランデレンの社会統合政策—二つのネーションの比較研究—」, 『金城学院大学論集 (人文科学編)』第12巻2号, 57-71頁。

新聞記事など

« Projet de loi 62 sur la neutralité religieuse de l'État - L'opposition officielle propose des amendements significatifs afin d'assurer la laïcité de l'État québécois », *Communiqué*, Parti québécois, 10 novembre 2016.

« Le projet de loi 62 ne permet pas de protéger le droit des femmes à l'égalité », *L'Aut Journal*, 19 octobre 2016.

« Le projet de loi sur la neutralité de l'État est « une coquille vide », selon la CAQ », *RADIO-CANADA.CA*, 19 octobre 2016.

« Projet de loi 62: discriminatoire envers les musulmans, dit la Ligue des droits et libertés », *L'actualité*, 1 novembre 2016.

« La Commission des droits de la personne juge le projet de loi 62 discriminatoire », *Le Devoir*, 2 novembre 2016.

- « Projet de loi 62 sur le visage découvert: le PQ vote pour l'adoption du principe »,
L'actualité, 15 novembre 2016.
- « Le gouvernement va renforcer le projet de loi 62, dit Couillard », *Le Devoir*, 24 novembre
2016.
- « Projet de loi 62 sur la neutralité religieuse de l'État - Un an et demi de perdu » ,
Communiqué, Parti québécois, 18 janvier 2017.